

修繕請負契約約款

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、指示書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の修繕請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。)し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(内訳書及び工程表)

第2条 乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、修繕請負代金内訳書(以下「内訳書」という)を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に修繕請負着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、この契約の全部又は大部分若しくは甲の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(下請負人等の通知)

第6条 乙は、下請負人を定めたときは、遅滞なく、その氏名、名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(現場責任者等)

第7条 乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。従事者を変更した場合も同様とする。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている修繕方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(修繕のための引取り)

第9条 乙は、契約物品の修繕のため、物品の全部又は一部を乙の工場、事務所等へ引き取るときは、甲の立合いの上、当該物品の検査の後、引き取らなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲から物品を引き取ったときは、当該物品の修繕期限までの預かりを証する書面を甲に提出しなければならない。

(分解検査)

第10条 乙は、修繕のため契約物品を分解するときは、甲の立合いを求めて、これを行うものとする。ただし、甲が必

要でないとき、この限りでない。

2 分解の結果、修繕内容が設計図書と合致しないときは、甲に通知し、その指示に従うものとする。ただし、請負金額又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは、第15条の規定を準用する。

(立会い及び修繕記録の整備等)

第11条 乙は、前条に規定するほか、設計図書に甲の立会いの上施行するものと定められた修繕部位については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

2 乙は、甲が特に必要があると認めて設計図書に材料又は修繕等の写真及び記録を整備すべきものと指定してあるときは、当該記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

3 甲は、乙から第1項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。甲が正当な理由がないのに乙の求めに応じないためその後の工程に支障をきたすときは、乙は書面をもって甲に通知した上、当該立会いを受けることなく修繕を施行することができる。この場合においては、乙は、当該修繕の施行を適切に行ったことを証する写真等の記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第12条 修繕に使用する材料につき、設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上のもので、甲が認めるものとする。

2 乙は、設計図書に甲の検査を受けて使用すべきものと明示された修繕材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第13条 甲から乙への支給材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する修繕機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書及び工程表によるものとする。

2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、乙は、遅滞なく書面をもってその旨を甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めるときは、省略することができる。

4 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、修繕の完了、契約内容の変更若しくは契約解除等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

6 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を弁償しなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第14条 乙は、修繕の施行が設計図書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。これにより請負金額の増減又は履行期限の延長が必要な場合は、次条第2項の規定を準用する。

2 甲は、乙が第12条第2項の規定に違反した場合又は修繕の施行が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、修繕の施行部分を分解して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第15条 甲は、乙が物品の修繕を完了するまでは設計図書を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

3 甲は、第1項に定めるもののほか、履行期限、履行場所その他契約に定める条件を、乙と協議の上変更することができる。

(履行期限の延長)

第16条 乙は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、甲に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の申請があったときは、その事由を審査し、正当と認めるときは、乙と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第17条 修繕物品の甲への引渡し前に、修繕物品、修繕材料(支給材料を含む。)、修繕機械器具(貸与品を含む。)について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 乙は、この契約に基づく債務の履行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責めを負う。

(検査)

第18条 乙は、契約物品の修繕を完了し、頭書の履行場所に納入したときは遅滞なくその旨を甲に通知し、甲の指定する検査を担当する職員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上検査を行わなければならない。

3 乙が正当な理由なく検査に立ち会わないときは、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査による不合格等)

第19条 検査の結果、不合格と判定されたときは、乙は、自己の費用をもって遅滞なくこれを修補し、又は再修繕等の必要な処置を執らなければならない。

2 前条及び前項の規定は、乙が、前項の規定による修補又は再修繕等の処置を執った場合に準用する。

(値引き受領)

第20条 甲は、第18条又は第19条の規定による検査の結果、当該物品の修繕に軽微なかしはあるが、使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から手直しを行うことが困難と認めたときは、契約金額を減額して採用することができる。値引き額の算定については、甲乙協議の上定める。

(引渡し)

第21条 第18条第2項の検査に合格したとき及び前条の値引き受領を認めたときは、甲は、当該物品の引渡しを受けものとする。

(中間検査)

第22条 甲は、必要がある場合には、修繕の途中において、出来形部分の検査を行うことができる。

(請負代金の支払)

第23条 乙は、第21条の規定による引渡し完了後、書面をもって請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項による適法な請求書を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(部分払)

第24条 甲があらかじめ可分部分として、引渡しを受けるべきことを指定した部分の修繕を完了したときは、乙は、修繕完了部分に係る契約代金を第18条及び第23条の規定により請求することができる。

2 前項の規定により分割して物品を修繕する場合には、分割して履行する各々の修繕物品について、この約款の各規

定を適用する。

(かし担保責任)

第25条修繕物品にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの修補又はその修補に代え、若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが、この契約により乙が修繕を行う前に生じたものであることが明らかな場合には、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第26条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ請負金額(第20条の規定により値引きしたときは、値引き後の金額)に、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じた額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を遅延損害金として請求することができる。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

2 前項の場合において、第24条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する請負代金相当額を遅延損害金の算定に当たり、請負代金から控除する。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第23条の規定による契約代金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第27条 乙は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の審決が確定したとき(乙が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。))。

(2) 乙が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による修繕が完了した後においても同様とする

(甲の解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行につき、不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。

(4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(5) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な修繕については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。

(6) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認めるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したとき、既に乙が、修繕を終った部分がある場合は、履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する請負代金を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1以内において、甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に履行された部分がある場合には、その部分を除く契約金額に適用する。

第28条の2 甲は、この契約に関して、乙が第27条第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第29条 甲は、物品の修繕が完了しない間は、第28条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第28条第2項の規定は、第28条の2及び前項の規定により、この契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第30条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲の契約中止の措置、その他甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行できない状態が相当の期間にわたり、乙が重大な損害を受けるおそれが明らかに認められるとき。

(3) 甲が、この契約に違反し、その違反により物品を修繕するが不可能となったとき。

(解除に伴う措置)

第31条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する契約代金を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、この契約が解除された場合において、修繕のため乙が分解し、又は引き取った物品がある場合には、乙は、甲が指定する期限までに乙の費用をもって組立て、取付け等の必要な処置を執り、甲の指定する場所において甲に返還しなければならない。

3 乙に、第13条の規定による支給材料又は貸与品がある場合は、同条第5項及び第6項の規定を準用する。

(火災保険等)

第32条 乙は、甲の要求があったときは、修繕物品、修繕用材料等(甲の支給材料及び貸与品を含む。)を、火災保険その他の損害保険に付さなければならない。甲の要求があったにもかかわらず、乙が保険に付さなかったため、甲に損害を及ぼしたときは、乙はその損害額を賠償しなければならない。

2 乙は、火災保険等を掛ける時期、期間、金額、保険会社等については、甲の定めるところに従うものとし、保険契約締結後遅滞なく、その証券を甲に提示しなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第33条 この契約に関し、甲乙間に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

(疑義の解決)

第34条 設計図書に明示されていないもの又は設計図書に疑義ある場合は、甲乙協議の上定める。ただし、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(補則)

第35条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。